

「神話のふるさと講演会」実施運営業務企画提案競技実施要領（企画提案競技実施要領）

1 目的

国文祭・芸文祭みやざき 2020 のフォーカスプログラム（記紀・神話・神楽をテーマとした事業）として、また、「記紀編さん 1300 年記念事業」の集大成の場として、本県にゆかりのある著名人（映画監督の河瀬直美氏と、俳優で写真家の永瀬正敏氏）を招いた、宮崎の神話・伝統をテーマとした講演会を開催する。

2 業務委託の内容

(1) 講演会の内容の企画・立案

- ア 河瀬氏・永瀬氏の対談の形式で行い、適宜司会役が進行を補助する。
- イ 河瀬直美氏の映像作品を放映し、作品をテーマとした対話をおこなう
- ウ 永瀬正敏氏の写真作品を放映し、作品をテーマとした対話をおこなう

(2) 募集チラシの制作

(3) 入場者の募集・受付

- ア 定員は収容人数の半分（500 名）とする。
- イ 事前申込制とし、応募者多数の場合は抽選により決定する。
- ウ 申込みの方法は、電話・ファックス・インターネット等複数の方法で行う。
- エ 募集に係る事務局を設置し、電話などの問い合わせの対応を行う。

(4) 講演会の開催

- ア 会場の設営・撤去、入場者管理など講演会の開催に必要な一切を行う。
- イ 講演会の進行台本ならびにスタッフの管理マニュアルを作成する。
- ウ コロナウィルス感染予防のための必要な措置を講じる。

3 契約上限額

上限額 5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

（委託料の支払いは、原則として委託業務完了後の精算払いとする。）

4 委託期間

契約締結日から令和 3 年 10 月 29 日（金）まで

5 参加資格要件

- (1) 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）」第 2 条に規定する入札参加資格を有する者のうち、営業種目が「広告・宣伝」である者。
- (2) 宮崎県に本店又は営業所を置く者（連合体での応募可）。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (5) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。
- (6) 県税に未納がない者。
- (7) 宮崎県暴力排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。
- (8) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎又は県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 委託先の選定

企画提案競技を実施し、書類審査の上、委託先を選定する。

8 スケジュール

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 公告 | 5月19日（水） |
| (2) 事前説明会参加申込書の提出締切 | 5月25日（火） |
| (3) 事前説明会 | 5月26日（水）午後2時 |
| (4) 質問等の期限 | 6月2日（水） |
| (5) 参加申込書の提出期限 | 6月2日（水） |
| (6) 企画提案書の提出期限 | 6月9日（水） |
| (7) 審査結果の通知 | 6月11日（金）目途 |

9 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会の開催

日 時：令和 3 年 5 月 26 日（水）午後 2 時から

場 所：オンライン（zoom）により開催

参加希望者は、前日 25 日までに「事前説明会参加申込書」（別紙 1）を提出すること。参加申込者に対して、当日 26 日午前中に、オンライン説明会の参加に必要な ID 等を交付する。

(2) 質問の受付

企画提案競技質問書(別紙4)を電子メールにより提出すること。質問に関する回答は一括してとりまとめの上、事前説明会及び企画提案競技参加者全員に電子メールにて連絡する。

(3) 企画提案競技への参加

企画提案競技参加申込書(別紙2)を電子メール又は持参により提出すること。

10 企画提案書の提出

参加者は、下記の規定に従い企画提案書を提出すること。

(1) 提出物

- ・各社の提案は、1社(1連合体)1案とする。
- ・企画提案書はA4又はA3で様式は任意。原本1部、コピー5部提出すること。
- ・企画提案書と合わせて、下記の書類を提出すること

- ①会社概要(様式任意) 1部
- ②類似業務受注実績(様式任意) 1部
- ③委託業務実施体制(様式任意) 1部
- ④今年度業務の見積書(様式任意) 原本1部、コピー5部
- ⑤企画提案競技の参加に関する誓約書(別紙3) 1部

(2) 見積書について

見積書の宛先は「第35回国民文化祭宮崎県実行委員会 第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会 会長 河野 俊嗣」とすること。なお見積書には下記の項目を必ず含むこと。

- ①出演者等への謝金・旅費
- ②チラシ製作費(A4、片面、カラー10,000枚)
- ③当日リーフレット製作費(A4、片面、カラー600枚)
- ④新聞広告費(半5段モノクロ、1回)
- ⑤観覧者募集受付に係る経費
- ⑥催事実施に係る経費(会場使用料、マニュアル・台本作成費、設営・撤去、技術人件費、警備・誘導人件費、看板製作費等、催事開催に係る一切)
- ⑦コロナウィルス感染症対策に係る費用

(3) 提出期限

令和3年6月9日(水)(必着)

(4) 提出先

第35回国民文化祭宮崎県実行委員会、第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会事務局(宮崎県総合政策部国民文化祭・障害者芸術文化祭課県事業担当)

- (5) 提出方法
持参又は郵送により提出すること。

11 審査項目

以下の項目について評価を行う。

- (1) 業務理解
事業の趣旨や目的等を十分に理解し、業務目的が達成される企画となっているか
- (2) 企画力
出演者の魅力を十分に引き出せるような企画内容か。
- (3) 運営体制
- ・準備時期、観覧募集期、催事実施にわたり、盤石な運営体制となっているか。
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を十分に考慮した内容となっているか。
- (4) 実績
本業務を受託するにふさわしい同程度の業務実績や熟練度があるか。

12 選定方法

複数の審査者において提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を候補者として選定する。

13 参加資格の取り消し

当手続き中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- (1) 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき
- (3) 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- (4) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- (5) 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- (6) (1) から (5) に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

14 その他

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 企画提案競技の参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) この業務に関する著作物の著作権及び複製権は全て発注者に帰属するものとする。
- (4) 採用された企画提案は、協議の上、変更する場合がある。

15 書類の提出及び問合せ先

《住所》〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

《担当》第35回国民文化祭宮崎県実行委員会、第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会事務局（宮崎県総合政策部国民文化祭・障害者芸術文化祭課県事業担当）

《電話》0985-26-7413

《ファックス》0985-26-7414

《電子メール》kokubunsai-geibunsai@pref.miyazaki.lg.jp